

●保留地等公募 Q&A一覧

Q 1. 申込みに必要な書類はなにか。

A 1. 保留地買受申請書、普通財産譲渡申請書（市有地を含む場合）、添付書類

Q 2. 土地購入費以外に必要な経費はあるか。

A 2. 「整理番号2-1～2-8」については、所有権移転登記を行うため登録免許税が必要になります。また、「整理番号2-3～2-8（農地地目含みの土地）」は、農地法5条手続きが必要になるため、行政書士への依頼費用や書類発行手数料が必要になります。

※5条申請は、建築計画図や資金計画など書類が複雑であるため、行政書士に依頼して手続きする場合が多い。

Q 3. 建築しない（畑として利用する）場合、申込みできるか。

A 3. 申込み資格が「建物を建築できる方」であるため申込みできません。

（「整理番号2-3～2-8（農地地目含みの土地）」を申し込む場合）

Q 4. 農地法5条の手続きは、いつ誰がするのか。

A 4. 農地法5条申請は、買受申込み後に買受人が自己負担で申請いただく。
また、土地売買契約は農地法5条申請の県の許可後に締結します。